

これから

大切な水道水を 未来に繋げるために

水道法改正

2018年12月に水道法が改正され、新たに法の目的規定に「水道の基盤強化」が位置づけられ、水道利用者（国民）、水道事業者、都道府県、国の責務が明記されました。

水道利用者（国民） 国及び地方公共団体の施策に協力する。
水の適正かつ合理的な使用に努める。

水道事業者 施設の適切な維持管理、水道施設の計画的な更新などに努める。

都道府県 水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画を定める。
水道事業者等の広域的な連携の推進に努める。

国 水道の基盤強化の推進について方針を定める。
都道府県・水道事業者等へ技術的・財政的な支援を行う。

このように大切な水道水を未来に繋げるためにも、
県民のみなさん、水道事業者、神奈川県、国が一丸となって
それぞれの取組みを進めていく必要があります。

神奈川県での取組み

神奈川県としても、大切な水道水を未来に繋げるために、市町村の区域を越えた水道事業者の多様な協力を推進する取組みを行っています。

**県内の全水道事業者が
出席する会議の開催**

多様な協力体制の確立に向けた
合意形成を図る会議

**有識者及び
公募委員による検討会**

水道の基盤強化に向けた
基本構想を検討する会議

(注) 県内には小規模から大規模な水道事業者があり、それぞれの現状や課題は異なります。
リーフレット内で紹介している内容が、お住まいの地域の水道事業者の状況とは異なる場合があります。



神奈川県

政策局政策部土地水資源対策課水政グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話045(285)0049(直通)